

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量） 第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>物品</p> <p>（省略）</p> <p>環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉</p>	<p>輸入数量</p> <p>（省略）</p> <p>環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量の合計数量（次条において「合計輸入数量」という。）</p>	<p>（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量） 第十九条の三 同上</p>
	<p>別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）</p>	<p>アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において「アメリカ合衆国協定第一輸入数量」という。）並びにアメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的</p>	
	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	

(省 略)	協定適用牛肉の輸入数量の合計数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において「アメリカ合衆国協定第二輸入数量」という。）
(省 略)	

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）

第十九条の四 （省 略）

2 （省 略）

3 前二項の規定は、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「アメリカ合衆国協定第一輸入数量及びアメリカ合衆国協定第二輸入数量」と、英国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

同上	同上
----	----

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）

第十九条の四 同 上

2 同 上

3 前二項の規定は、欧州連合協定適用牛肉、別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）又は英国協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは、「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号並びに前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」と、英国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号

<p>2 4 (省略)</p>	<p>(修正対象物品の輸入数量の算出方法)</p> <p>第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量(アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る令和四年度から令和九年度までの各年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における当該輸入数量を含む。)について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 4 同上</p>	<p>(修正対象物品の輸入数量の算出方法)</p> <p>第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。</p> <p>中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>